

選定療養費の改定について

令和4年4月の診療報酬改定により、大病院受診時の定額負担制度（選定療養費の義務化）の定額負担額が引き上げられ、定額負担を求める対象が拡大されました。

今回の改定に伴い、当院でも、令和4年10月1日から選定療養費が次のように変更となります。

選定療養費	対象者	改定内容	
		9月30日まで	10月1日以降
初診時 ※1	初診時に紹介状をお持ちでない場合	医科 5,500円	医科 <u>7,700円</u>
		歯科 3,300円	歯科 <u>5,500円</u>
再診時 ※2	当医療センター受診中の方で、症状が安定し、当院の医師が他の医療機関への紹介を申し出たにも関わらず、引き続き当院での受診を希望された場合	医科 2,750円	医科 <u>3,850円</u>
		歯科 1,650円	歯科 <u>2,090円</u>

(税込み)

※1 当医療センター受診中の方でも、他の診療科を紹介状なしで初めて受診される場合はご負担いただきます。(当医療センターの医師の指示で他の診療科を受診される場合はこの限りではありません。)

※2 再診の都度ご負担いただきます。

この選定療養費はかかりつけ医の普及の観点から厚生労働省が定めたものですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

北播磨総合医療センター 病院長

ただし、以下に該当される場合は選定療養費ご負担の対象外となります。

1. 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
2. 医科と歯科との間で院内紹介された患者
3. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
4. 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
5. 外来受診から継続して入院した患者
6. 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
7. 治験協力者である患者
8. 災害により被害を受けた患者
9. 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
10. その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者
(※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない)